

# 令和 7 年第 2 回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和 7 年 6 月 1 8 日

閉会 令和 7 年 6 月 2 7 日

千早赤阪村議会

令和 7 年第 2 回千早赤阪村議会定例会（第 1 号）

1. 招集年月日

令和 7 年 6 月 18 日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2 番 井 上 浩 一

3 番 中 野 智 子

6. 地方自治法第 121 条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

民 生 部 長 中 野 光 二

教 育 長 大 門 和 喜

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総 務 部 長 池 西 昌 夫

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 主 査 土 井 達 也

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 議案第 36 号 千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について

日程第 6 議案第 37 号 令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 7 議案第 38 号 令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

日程第 8 議案第39号 令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第40号 工事請負契約の変更締結について

日程第10 議案第41号 動産の取得について

日程第11 議案第42号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について

午前１０時００分 開会

○田村議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、令和７年第２回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、菊井村長よりご挨拶がございます。

○菊井村長 令和７年千早赤阪村議会第２回定例会の開会に際しまして、田村議長のお許しをいただき一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議員改選後、初めての定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より村政運営に特段のご支援、ご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、大阪・関西万博が開幕しはや２か月がたちますが、去る５月９日には大阪ウィーク春の陣ということで中津神社上若中の皆様による獅子舞、花舞、乱曲を演じてもらいました。中津神社の秋祭りと違う舞台でございましたが、最高のパフォーマンスを披露していただけて本当に感謝しております。

また、同じく５月９日からは第６９回大阪府消防操法訓練大会、小型ポンプの部に南河内地区代表として出場します千早赤阪村消防団の訓練が始まっております。出場する選手は５名ですが、機材の設置やホース巻きの作業など、消防団員７８人全員が優勝を目指して暑い中、訓練に励んでいただいております。こちら、役場としましてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

それでは、今議会に提案します案件ではございますが、報告案件１件、条例案件２件、各会計の補正予算３件、その他２件の合計８件でございます。議員各位におかれましては、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○田村議長 次に、６月１１日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長 それでは、報告させていただきます。

６月１１日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の提出予定議案の審議方法等を審査しましたので報告します。

本日の付議案件は議事日程第１号のとおりです。村長からの提出予定議案は報告第１号及び議案第３６号から第４２号までの７議案で、審議方法については、報告第１号は本会議、議案第３６号から議案第４２号までの７議案は所管の常任委員会に付託することに決めています。

また、6月19日午前10時より、議事日程第2号のとおり一般質問を行います。6名が通告しています。

なお、今期定例会の会期は、本日6月18日から6月27日までの10日間と決めています。あわせて、ご報告いたします。

以上です。

○田村議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田村議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、3番中野議員を指名します。

~~~~~

○田村議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月18日から6月27日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月18日から6月27日までの10日間と決しました。

~~~~~

○田村議長 日程第3、諸般の報告を議題とします。

2件の報告があります。

初めに、6月6日に開催されました令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会についての報告を求めます。

南本議員。

○南本議員 それでは、去る6月6日10時より、大阪南消防組合4階屋内練習場において開催されました令和7年第2回大阪南消防組合議会定例会のご報告をさせていただきます。

議会日程は19件、提案内容につきましては、報告案件6件、財産の取得3件、人事案件1件、条例改正案件4件の計14議案が提出されました。

まず、日程第1、議会運営委員会委員長の報告につきましては、5月23日と6月6日に開催されました同委員会の結果報告を藤井寺市選出、片山敬子委員長から定例会の運営

等について報告をされました。

次に、日程第２、会議録署名議員の指名につきましては、河南町選出、高田伸也議員、富田林市選出、西川宏議員を指名されました。

次に、日程第３、選挙第１号議長の選挙について、指名推選の方法により富田林市選出、辰巳真司議員が当選されました。

次に、日程第４、会期の決定の議題について、会期を１日間と決定されました。

次に、日程第５、報告第３号専決処分報告（損害賠償の額の決定について）、専決処分したことによる理事者側から報告があり、羽曳野市選出、笹井喜世子議員、笠原由美子議員から質疑がありました。

次に、日程第６、報告第４号専決処分報告（職員の給与に関する条例の一部改正について）、専決処分したことによる理事者側から報告があり、羽曳野市選出、笹井喜世子議員からの質疑の後、全会一致で承認されました。

次に、日程第７、報告第５号専決処分報告（職員の退職手当に関する条例の一部改正について）、専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認をされました。

次に、日程第８、報告第６号専決処分報告（職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等による条例の一部改正について）、専決処分したことによる理事者側からの報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第９、報告第７号専決処分報告（令和６年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第２号）について）、専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第１０、報告第８号令和６年度大阪南消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、理事者側から報告がありました。

次に、日程第１１、議案第７号災害対応消防ポンプ自動車ＣＤ１型水槽付の財産の取得について、理事者側から説明があり全会一致で可決されました。

次に、日程第１２、議案第８号災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材２台の財産の取得について、理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１３、議案第９号情報化システム一式の財産の取得について、理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１４、議案第１０号大阪南消防組合監査委員の選任について、同意を求めることについて理事者側から説明があり、植田眞功氏の選任について全会一致で同意されました。

次に、日程第１５、議案第１１号職員の給与に関する条例の一部改正について、理事者側から説明があり、太子町選出、西田いく子議員から質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第１６、議案第１２号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、理事者側から説明があり、太子町選出、西田いく子議員からの質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第１７、議案第１３号職員の旅費に関する条例の全部改正について、理事者側から説明があり、太子町選出、西田いく子議員からの質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第１８、議案第１４号大阪南消防組合条例の用語等の整理に関する条例の改正について、理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１９、一般質問について、河内長野市選出、丹羽実議員から林野火災についての対応について、太子町選出、西田いく子議員から危険なガスが検知されたときの対応について、富田林市選出、西川宏議員から救急搬送活動について、羽曳野市選出、笹井喜世子議員から大阪・関西万博への職員の派遣体制についての質問があり、理事者側からそれぞれの質問に対して説明があり、その後、定例会は閉会となりました。

令和７年第２回大阪南消防組合議会定例会の結果報告は以上でございます。ありがとうございます。

○田村議長 ありがとうございます。

次に、令和７年２月分から令和７年４月分までの例月出納検査の結果について報告を求めます。

建石監査委員。

○建石議員 それでは、監査報告させていただきます。

令和７年２月分から令和７年４月分まで実施しました出納事務に係る例月出納検査について報告します。

令和７年２月分については、令和７年３月２５日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、各基金歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

次に、令和７年３月分については、令和７年４月３０日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道

事業会計、各基金歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和7年4月分については令和7年5月26日に実施しました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の4会計につきましては令和6年度、令和7年度の2か年分と令和7年度の下水道会計、各基金歳入歳出外現金です。会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しましたところ、現金の出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

以上です。

○田村議長 ありがとうございました。

~~~~~

○田村議長 日程第4、報告第1号令和6年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 報告第1号は、令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、住宅等防犯対策補助事業ほか、6事業に係る経費につきまして翌年度へ繰越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月30日付において繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、ご報告するものでございます。

内容につきましては担当よりご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○田村議長 詳細説明を池西総務部長。

○池西総務部長 報告第1号令和6年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

次のページをお開きください。

事業名、住宅等防犯対策補助事業は、防犯対策を実施する住宅等、所有者に対し上限5,000円を交付する事業で、当初より7年度に繰り越す予定の事業であり、112万5,000円全額を翌年度へ繰越しするものでございます。

事業名、令和6年度千早赤阪村低所得者支援給付金事業は、国の物価高騰対応重点支援地方交付金による給付金事業で、対象者の申請が期限間近で令和6年度中に執行が困難で



ある世帯に対する給付金 366 万 2,000 円全額を翌年度へ繰越しするものでございます。

事業名、健康管理システム改修事業は、国の繰越事業に合わせて繰越しするもので、84 万 6,000 円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

事業名、千早赤阪村応援商品券事業は、村内登録店舗で利用できる 5,000 円の商品券を全村民に配布する事業で、当初より 7 年度に繰り越す予定の事業であり、2,743 万 3,000 円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

事業名、千早赤阪村コミュニティバス管理事務所建設工事は、資材の在庫不足が発生し調達に時間を要するため、年度内に事業が完成できない見込みとなったため、432 万円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

事業名、自動ラップ式トイレ配備事業は、国の繰越事業に合わせて繰越しするもので、311 万 9,000 円全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

事業名、千早赤阪村防災用直流電源装置修繕業務は、メーカーが交換部品の製造において不測の日数を要することとなり、年度内に業務が完了できない見込みとなったため、188 万 4,000 円のうち 188 万 3,860 円を翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田村議長 これより報告第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

南本議員。

○南本議員 ありがとうございます。

この項の社会福祉費なんですけども、事業名を書いてますけど、これがなぜ繰越しになるのか、もう一度ごめんなさい、教えてください。

○田村議長 中野民生部長。

○中野民生部長 本事業につきましては低額所得者向けの支援金でございまして、申請が 5 月末までとしておりますので、その 5 月末までに申請があった分につきまして支払いの関係上、繰越ししたということでございます。

以上でございます。

○田村議長 南本議員。

○南本議員 ありがとうございます。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これで報告第1号を終結します。

~~~~~

○田村議長 日程第5、議案第36号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第36号は、千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定についてでございます。

本議案は、村費で教職員を任用するに当たり、勤務条件について府費負担教職員と同水準を確保するため、当該任期つき村費負担教職員の給料月額などを定めるものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願いいたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第36号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第6、議案第37号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第37号は、令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ5,768万7,000円を減額いたしまして、予算総額45億5,371万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、令和7年4月の人事異動に伴う費用や小吹台第4ちびっこ広場下の石積みの隙間を埋めるための安全対策工事費用などを補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願いいたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第37号は、予算常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第7、議案第38号令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第38号は、令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定につきましては歳入歳出それぞれ357万2,000円を増額いたしまして、予算総額を7億7,923万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入歳出とも診療施設勘定の補正に伴い、国保直営診療所整備分として事業勘定に交付される交付金を診療所施設勘定へ繰り出すことによる増額でございます。

続きまして、診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ559万8,000円を増額いたしまして、予算総額を3,781万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は一般会計繰入金及び事業勘定繰入金の増額、歳出は電子カルテの機器更新や心電図等の医療機器の購入による増額でございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。よろしく申し上げます。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第38号は、予算常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第8、議案第39号令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第39号は、令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,000万円増額いたしまして、予算総額で歳入を3億8,694万7,000円、歳出を4億2,516万7,000円とするものでございます。

内容でございますが、下水道耐震化詳細設計業務に係る費用を補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第39号は、予算常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第 9、議案第 40 号工事請負契約の変更締結についてを議題とします。  
提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第 40 号は、工事請負契約の変更締結についてでございます。

本議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約の変更締結につきまして議会の議決を求めるものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。よろしく申し上げます。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第 40 号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第 10、議案第 41 号動産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第 41 号は、動産の取得についてでございます。

本議案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、700 万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第 41 号は、村づくり常任委員会に付託します。

~~~~~

○田村議長 日程第 11、議案第 42 号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第 42 号は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部改正についてでございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が 6 月 4 日に公布され、選挙長等の費用弁償額が改正されたことに伴い、本村の投票管理者等の報酬を改正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 ただいま議題となっています議案第 42 号は、村づくり常任委員会に付託し

ます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆様お疲れさまでございました。

午前10時32分 散会

令和7年第2回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和7年6月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

民 生 部 長 中 野 光 二

教 育 長 大 門 和 喜

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総 務 部 長 池 西 昌 夫

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 主 査 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○田村議長 それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田村議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。

質問、答弁全て含んで持ち時間は1議員30分間です。議場内の時計で30分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許可します。

それでは、第1番目の質問者、建石議員、1問目の質問を許可します。

○建石議員 議席番号7番、平政会、建石でございます。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目は通勤、通学における定期券補助の早期実現について伺いたいします。

村長は令和7年の村政運営方針で、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に向け、地域公共交通利用料助成事業、利用事業者の拡大や通学における定期券補助など新たな補助制度の検討を進めると述べられています。私はこの路線バスの便数を今後も現状どおり維持していくためには、やはり利用者を増やす取組が必要だと考えております。

そこで、私は通勤、通学における定期券補助に取り組むべきではないかと思いますが、村長のお考えはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、通勤、通学における定期券補助の早期実現についてご答弁申し上げます。

現在、本村における地域公共交通対策につきましては、村を含む4市町村地域公共交通活性化協議会におきまして金剛バス廃止に伴う代替措置としてコミュニティバスを運行し地域公共交通の確保、維持に努めております。また、平成30年度からは日常生活の利便性と住民福祉の向上を確保することを目的としました地域公共交通利用助成事業を実施しております。

そのような状況の中、厳しい財政状況の中、地域公共交通施策に係る本村の財政負担は年間約7,000万円であり、財政運営上、大きな負担となっておる状況でございます。バス運行におけます収支率につきましても50%を下回っている中、今後も引き続き維

持、確保するためにはやはり議員ご指摘のとおり、地域公共交通の利用促進を図ることによる財政負担の抑制が必要であると認識しております。

現在、地域公共交通の利用促進策では4市町村の地域公共交通活性化協議会におきまして利用促進部会を設置し様々な利用施策の検討を進めているところであり、本村としましても利用を促進するための支援策の一つとして、通学における定期補助制度の創設などの検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

今後も引き続き地域公共交通事業を維持、確保するためには利用促進策の取組が必要とのご認識をお持ちということで、4市町村地域公共交通活性化協議会においても施策の検討を進められてるということなんですが、その検討の進捗状況について、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 現在、4市町村の地域公共交通活性化協議会におきましては、令和7年3月、金剛ふるさとバスの利用促進に関する事項を専門的に検討するために金剛ふるさとバス利用促進検討部会を設置し、様々な利用施策の検討を進めているところでございます。

具体的には、令和6年、7年度に各1回分科会を開催し、転入者に時刻表と路線図の配布などの情報発信策、ミステリーツアーなどのイベント実施による4市町村の魅力向上策、そして他自治体の先進地事例の調査研究など、利用促進策の検討を進めているところでございます。

今後も引き続き分科会を開催し、できることから実施するなど利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

今のお話で4市町村地域公共交通活性化協議会においても利用促進策の検討が進められているということですが、引き続き広域的な取組として積極的に検討を進めていただけたらなと思っております。

また、村においても利用促進策の一つとして通学における定期券補助制度の創設などの



検討を進めるということですが、通勤における定期券補助制度も併せて実施できないものでしょうか。

また、いずれにしても、できるだけ早期の実現が望ましいものですので、それぞれの実施に向けての今後のスケジュールなどはどのようにお考えになっておられるのでしょうか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 利用促進策の一つとして通学におけます定期券補助の制度の創設につきましては私の選挙公約の一つでもあり、実現に向けて検討をしております。事業実施に当たりましては、目的、事業効果、財政負担などの検討が必要で、他事例なども調査研究しながら制度設計を進め、できるだけ早期の実現を目指して進めていきたいと考えております。

なお、通勤における定期券補助制度につきましては、現時点では財政状況を勘案し創設する考えはありませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 要望をお受けします。

○建石議員 ありがとうございます。

できるだけ通学定期につきましては早期の実現をお願いいたしたいとともに、できれば通勤定期の方もご検討を今後いただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○田村議長 2問目を質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 それでは、2問目になりますが、2問目は子育て支援ヘルパー派遣事業についてでございます。

令和7年5月、今年の5月号の広報紙に子育て支援ヘルパー派遣事業の掲載がありました。出産前後の体調不良や母親などの疾病などで家事、育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の代行をしてもらえる、対象家庭にとっては大変ありがたい制度になっておるかと思えます。

ただ、一般的になじみがなく、制度ができたのは15年ほど前というふうにお聞きしておりますが、現在の利用状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田村議長 答弁者、中野部長。

○中野民生部長 子育て支援ヘルパー派遣事業につきましてご答弁申し上げます。

子育て支援ヘルパー派遣事業につきましては、体調不良や育児不安などにより養育上、

支援が必要で、ほかに援助をしてくる人がいない家庭を対象としており、保護者からの申込みにより家庭の状況を審査の上、派遣の可否を決定しております。

これまでの利用状況は過去10年間で13件の利用があり、保護者の養育上の不安軽減を図ってきたところでございます。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

ただいまお話がありましたように、10年間で13件とご利用があったということなんですが、数字的には少ないように思います。制度を知らない保護者もおられるのではないのでしょうか。

また、もっと誰しものが利用しやすい、利用ができるような制度設計に変更できないものかということをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野民生部長 本制度の周知につきましては広報紙及びホームページで行っておりますが、SNSの活用など新たな周知方法を検討し制度の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

本制度は母親が体調不良などにより家事、または育児が困難な家庭を支援することを目的としており、現段階では誰もが利用できるような制度の変更は考えておりませんが、他の自治体の事例についても調査研究をしてまいります。

また、令和8年度から子ども園などに通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもで就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度が始まります。これら2つの制度を併用することにより、保護者にとって子育ての負担軽減につながるよう制度周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 要望に代えさせていただきます。

今後も調査研究していただけるということでご答弁いただきまして、本当ありがたいと思っております。ぜひとも進めていただけたらなというふうに思います。

子育てと家事の両立はふだん元気な方でも心身ともに負担が大きいというふうに思っております。少しの間でも助けてほしいということが出てきていると思いますので、保護者

の視点になって、府内で最も子育てに手厚い村を目指していただいて様々な子育て支援制度を検討していただきたいと思っております。

以上です。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 3問目ですが、3問目は災害時における避難行動要支援者への対応についてお伺いいたします。

本村においては高齢化が進んでおり災害時の対応は課題であると認識しております。全国的にも高齢の方や障がいを持った方への避難行動に支援が必要な住民に対する取組が実施されているというふうに聞いております。本村の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○田村議長 答弁者、池西部長。

○池西総務部長 災害時における避難行動要支援者の対応についてご答弁申し上げます。

村においては、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がいを持った方などに対して避難行動要支援者名簿の登載の有無について毎年確認を行うとともに、作成した名簿は避難行動支援者関係である各地区長や民生委員等へ情報提供しております。

避難行動に支援が必要な方は実際の避難行動における支援者や、その連絡先、避難経路や避難場所、その他避難を行うために必要な事項を記載した個別計画を作成することが重要です。村ではこれまでも旧千早小学校区を中心に個別計画作成に係る説明など支援を行ってまいりました。今後も引き続き個別計画の作成支援に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ご答弁ありがとうございます。

今お話しのありました個別計画ですが、全国ではなかなか作成が進んでいないと聞いております。村の現状と、今後どのようにして進めていくご予定かお伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 現在、村では8地区で個別計画を策定されておりますが、個別計画を策定されている一部の地区においては更新がなされていないなどの課題がございます。まず、今年度は11月に実施予定の総合防災訓練に併せて避難行動要支援者の避難訓練が実施できるよう、総合防災訓練の対象地区である旧千早小学校区の地区へ計画作成の進め方や更新についての説明を行う予定でございます。

○田村議長 再質問を許可します。

建石議員。

○建石議員 ありがとうございます。

村全体に避難行動要支援者の名簿の周知や個別計画の策定を広げていく必要があると思いますが、この対策はどうされるのでしょうか、お伺いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 各地区から防災講話の依頼をいただいております、機会を捉えてその必要性を周知するとともに、今後、村全地区で個別計画を策定していただけるよう、他市町の先進的な取組も調査研究しその手法を検討してまいります。

また、計画策定には地区皆様の協力が不可欠であり、地区への制度周知も進めてまいります。

○田村議長 要望をお受けします。

建石議員。

○建石議員 ありがとうございました。

全国的に個別計画の策定がなかなか進んでいないという中で、村でも同様の課題があると思います。十分に対策を検討していただき、一人でも多く、また効果的な計画策定を行い災害時に誰一人取り残されないような対策を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○田村議長 それでは、第2番目の質問者、畑議員、1問目の質問を許可します。

○畑議員 議席番号5番、日本共産党、畑智恵美でございます。

議長通告に基づき、5点質問させていただきます。

まず初めに、自立した村としての将来像について質問いたします。

村長は第3回の未来協議会で、合併が有効であること、規模の大きい合併のほうが効果が大きいと認識したと述べられています。さらに、将来にわたり村民の暮らしを守り地域を発展、成長させるためにどういった選択肢があるのかが重要とも述べられています。この2つの発言は異なる方向性を示しているようにも受け取れますが、その発言の関係性と真意を伺います。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、自立した村としての将来像につきましてご答弁申し上げます。

南河内地域2町1村未来協議会では、将来にわたって持続かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、行財政改革、公民連携及び広域連携の推進に向けた調査研究、2町1村

の未来予測、将来課題への対応策などの検討を進めてまいりました。今後も引き続きそれらの検討を進めるとともに、今後の進むべき方向性を住民とともに検討できるよう、ありとあらゆる方法や可能性を議論することが必要であることから、市町村合併を検討するための調査研究についても進めることとしております。

また、第3回の協議会での私の発言については、これまでの協議会における様々な検討を踏まえた結果、市町村合併による行財政基盤強化に対する効果は非常に大きく、より大きな規模での市町村合併が有力な候補となり得ると認識したことによるもので、そのことからさらに将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、本村域のさらなる発展、成長を目指す選択肢の一つとして市町村合併は有力な候補であり、積極的に調査研究すべきと考えております。なお、村の将来像や進むべき方向性につきましては、議会や住民の皆様と課題を共有しながらオープンな議論を行うことが重要と認識しております。

今後も引き続き、地域の未来予測や将来の在り方検討、広域連携の取組について様々な情報発信を行うとともに、住民アンケートなども実施するなど、オープンな議論に努めながら課題を先送りすることなく、取り組めるところから速やかに実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

この4月に大阪府主導で南河内基礎自治機能充実強化協議会が羽曳野市と大阪狭山市を加えて新たに設置されましたが、この協議会と既存の未来協議会との関係はどうなるのでしょうか。

また、大阪狭山市は飛び地となっていますが、このような合併もあり得るとお考えでしょうか、伺います。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 両協議会の関係につきましては、南河内基礎自治機能充実強化協議会はこれまでの南河内地域2町1村未来協議会での検討、議論を踏まえて2町1村と大阪府からの働きかけにより賛同しました2市とともに新たに設置したもので、2町1村の枠組みを超えて取り組むことでより効果が見込まれる取組、人材、地域活性化、組織の在り方などを検討、議論するとともに、選択肢の一つとして市町村合併について調査研究を進めるものでございます。

なお、南河内地域2町1村未来協議会は廃止せずに2町1村で引き続き取り組むこととしたものについては今後も本協議会で取組を進めてまいります。

議員からのお示しのありました隣接していない団体との合併を行う飛び地合併については、平成11年以降、全国で15件あります。一般論として申し上げますと、隣接してなくても同一の生活圏にあり、住民同士のつながりが深い場合に選択肢となり得る一方で、やはり組合せによっては合併後の一体感が生まれにくく、行財政運営の効率化が難しいなど合併の効果を得にくくなるといった指摘があると承知しております。

両協議会はあらゆる可能性を検討する場と考えており、将来の在り方についての幅広い検討議論の一環として選択肢の一つとしても市町村合併についても調査研究するもので、今後目指す未来像についてオープンな議論を行うよう努めてまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

要望いたします。

第3回2町1村未来協議会で報告された大阪府の分析では、合併に関して人的、財政的効果としていかにコスト削減効果があるかに焦点が置かれ、より大規模な合併が効果的であるとしています。これは行政運営側からの視点であり住民の視点ではないと思います。

平成の合併に対する総務省の総括では、課題として周辺部の旧市町村の活力の低下、住民の声が届きにくい、住民サービスの低下、旧市町村地域の文化、伝統、歴史的地名の喪失、この4点を上げています。他の調査報告でも同様の指摘がなされており、住民の目線で考えると周辺地域に位置づけられる本村の住民にとってはデメリットのほうが大きいと考えられます。

一方、合併を拒否し自立を目指した村の事例では、人口1,000人程度であっても自主財源を意欲的に作り出し様々な工夫で住民サービスの維持向上を実現している基礎自治体もあります。村の姿勢として大阪府主導の行財政の効率化のみに流されるのではなく、村民の持つ力を活用しつつ、自立した村を目指して積極的に取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上です。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 続きまして、小学校の統廃合問題について質問いたします。

令和7年3月議会において、小学校の統合問題について、両小学校のいずれかで児童数が2年連続60人を下回る見込みである場合、小学校の在り方についてその3年前に保護者や地域住民の意見を集約する協議の場を設ける、赤阪小学校で令和9年度以降、2年連続で60人を下回る見込みとなっている状況から、今後小学校の在り方について協議の場の設置に向けて取り組んでいくとの答弁がありました。

小学校の統合問題を協議する場として設定している児童数60人の根拠は何でしょうか。そして、その協議とはどのような内容が想定されているのでしょうか。また、今後の村の小学校の在り方についてどのような考え方を持っているのか伺います。

○田村議長 答弁者、大門教育長。

○大門教育長 小学校の統廃合問題について答弁いたします。

村教育委員会におきましては、令和元年10月に小学校の在り方についてをとりまとめ、今後の小学校の統合についての方針としております。

ご質問の児童数の根拠につきましては、これまで教育委員会の協議において1学年10人以下の学級が出てくる見込みの場合に小学校の統合について検討することとして60人を目安としております。

また、協議におきましては、学校はもとより保護者や地域住民などからも意見を集約する協議の場を設け、統合の時期や施設利用の在り方について協議いただき計画を作成することとしております。

本村の学校教育を考える場合、義務教育9年間を見通し学校の在り方を検討する必要があります。私は本村の児童数の推移を考えると、小学校の統廃合に関わらずこの先も少人数となることは明確に予測できることから、中学校における教育も含め、少人数であることのメリットを最大に生かす教育を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

小学校の統廃合に関わらずとのことですが、小学校を統廃合する可能性も考えているということでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、大門教育長。

○大門教育長 現時点でこの先も児童数が減少することが予想されます。まずは少人数であることのメリットを最大に生かす教育手法及びその先にある学校規模の在り方について丁寧に検討してまいります。

以上、答弁とします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

要望いたします。

現在の考え方として、児童数が少なくなったから統廃合を検討するのではなく、少人数教育であることを最大限に活用していく方向性であると理解いたしました。

小学校は地域コミュニティの中心として位置づけられています。実際に千早小吹台小学校では学校支援地域本部が組織されており、学校支援地域コーディネーターのもとで多くの地域住民がボランティアとして学校教育に深く関わっていく体制がつくられています。また、赤阪小学校地域でも多くの地域住民の方々が学校ボランティアとして活動されています。子どもたちにとっても、地域のボランティアの方々にとっても非常によい関係性がつくられてきています。地域コミュニティの中心となっている2つの小学校の維持、継続を強く要望いたします。

また、児童数が少ないからこそできる充実した教育があります。子どもたち一人一人の個性を尊重し、子どもたちが互いに成長し合える教育に重点を置いて取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上です。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 続きまして、住民一人一人に身近な公共交通、移動保障の在り方についてお尋ねします。

通勤、通学、買物、通院など、毎日の生活にとって欠かせない住民の足を守ることは喫緊の課題です。村長は公共交通の空白地域があることを認められております。特に、公共交通空白地域の住民にとっては身近な移動手段の保障が課題となっております。具体的にどのように進めていくつもりであるのか伺います。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 住民一人一人に身近な公共交通移動保障の在り方についてご答弁申し上げます。

現在、本村の地域公共交通については金剛バスの事業廃止に伴い、令和5年12月から代替措置としまして4市町村でコミュニティバスとして金剛ふるさとバスを運行しているところでございます。



また、公共交通空白地域などの対策につきましては、平成27、28年度に乗用車やワンボックスによる定時定路線型運行及びデマンド方式の実証実験を行うなど検討を進め、これらの実証実験の結果を踏まえ、平成30年度から75歳以上の高齢者や妊産婦の方などを対象としました地域公共交通利用助成事業を実施しているところでございます。

地域公共交通対策につきましては令和6年6月に策定しました千早赤阪村地域公共交通計画を基本に取り組むこととしており、ご質問の公共交通空白地域などの対策については、現段階では具体的な検討には至っておりませんが、金剛ふるさとバスの運行、そして地域公共交通利用助成事業、利用促進の取組などの検証も踏まえ、施策の検討を進めていきたいと考えております。

また、具体的な施策を検討するにあっては千早赤阪村地域公共交通協議会にも諮りながら、ご意見を賜りながらより有効な施策を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

要望といたします。

地域公共交通対策については計画に基づき施策が展開されていることは理解いたしました。ただし、公共交通空白地域の課題に関しては具体的にに取り組むことができていないとのお答えでした。限定的で使い勝手にも課題のある地域公共交通利用料援助事業、いわゆるバス・タクシー券も今後さらなる高齢化が進展する中で公共交通空白地域の課題解消に貢献できるとは思えません。

住民の皆さんからは、役場と地域をつなぐ車を定期的に走らせてほしい、お買物に行ける小型の車を地域ごとに日時、曜日を決めて走らせてほしい、村のバスの空き時間を活用して住民の足として使う方策を考えてほしいなど様々な要望も出されております。住民の皆さんの声を生かした身近な移動保障について、村地域公共交通協議会での検討だけでなく、地域ごとで住民を加えた検討会を組織し、地域ごとのニーズに即した在り方を早急に検討していく必要があると考えます。必要に応じて先駆的な事例も検討しながら、地域の実情に合った住民の足を確保するためあらゆる可能性を検討していただきたいと要望いたします。

以上です。

○田村議長 4問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 いきいきサロンやまゆりの建て替えについてお尋ねいたします。

令和7年の村政運営方針では、老朽化の著しいいきいきサロンやまゆりの建て替えについて利用者から様々な意見を聞いたとされていますが、いきいきサロン利用者対象の説明会を1度開催されたのみと聞いています。総合計画・第4期実施計画では、いきいきサロンやまゆり建て替え検討事業として、高齢者に限定せず多世代が集う交流の場として整備を検討するとあります。

多世代が集う交流の場という機能のためには、高齢の利用者だけでなく広く地域住民の声を聞きアイデアを募る必要があると考えますが、現在どのような検討がなされているのでしょうか。

また、山ゆり作業所の利用者、家族、関係者の方々も建て替えについて大きな不安を抱かれています。現在、施設を使われている山ゆり作業所の利用者、関係者に対する説明も含めて十分に検討していく必要があると考えていますが、どのように進めていく予定か伺います。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 いきいきサロンやまゆりの建て替えにつきましてご答弁申し上げます。

いきいきサロンやまゆりの建て替えを検討するに当たり、昨年度に建て替え検討支援業務を業者委託し建設場所として3つの案の検討や建物の規模、そして概算事業費、それぞれの課題などの整理を行ったところでございます。

事業実施に当たっては、近年の人件費や建築資材の高騰により想定よりも事業費が高額となる見込みであり、村の財政状況への影響も考慮し、事業実施の方向性や進め方について検討を行う必要があることから、庁内において横断的な検討を進めてまいります。

なお、多世代が集う交流の場としての施設の利用方法などについては、必要に応じて住民のご意見をお聞きしたいと考えております。

また、山ゆり作業所につきましては今後の施設の在り方も含め、引き続き協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

庁内での横断的な検討とは、選択肢として建て替えだけでなく施設修繕の方向もあり得るということでしょうか。

また、建て替えの場合、山ゆり作業所の入るスペースが確保できないとのことで、山ゆ

り作業所の関係者の方々が非常に不安に思われています。山ゆり作業所の関係者の方々と  
の協議は具体的にどのような内容になるのでしょうか伺います。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 いきいきサロンやまゆりの整備につきましては建て替えを基本としております  
が、先ほどご答弁申し上げましたように、近年の物価高騰によりこの先の工事費も想定  
するのも難しい状況となっております。そのような中、いかに財源を確保するかというこ  
とが重要な課題であり、財政見通しも考慮しながら建て替えを前提に庁内横断的に検討を  
進めてまいりますが、施設の改修を排除するものではございません。

そして、山ゆり作業所につきましては法人として特定障害福祉サービス事業者の指定を  
受けておられますので自主運営をされることが基本となります。その上で、今後の施設の  
在り方や運営方法、今後の見通しなどについて協議が必要であると考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

要望といたします。

いきいきサロンやまゆりでは雨漏りが激しく建物自体の劣化が危惧されるとのことで、  
緊急対策として雨漏り修繕を行うとの情報をいただいております。遅過ぎたとは言えます  
が、この措置は必要不可欠なものだと思いますので、滞りなく速やかに進めていただきま  
すようお願いいたします。

また、いきいきサロンやまゆりの整備について、諸経費高騰の折、建て替えとともに施  
設修繕の方向も含めて検討中だと理解いたしました。いきいきサロンの利用者は介護予防  
目的として高齢者に限定されてきましたが、村の条例でも世代間交流などを通して地域社  
会が一体となって高齢者福祉の推進を図るとあります。つまり、高齢者だけに限定される  
ものではないと解釈できます。

また、村は本年度から全ての人を対象とした相談体制、居場所づくり、地域づくりなど  
の推進を柱とした重層的支援体制整備事業を実施してます。この理念は誰一人取り残すこ  
となくつながりのある地域共生社会の推進です。この理念から考えても、建て替え検討事  
業にありますように、いきいきサロンが高齢者に限定せず多世代が集う交流の場として機  
能を持つことは重要であると考えています。つきましては、建て替えを含む今後の検討に  
おいて、子どもたちも含めて広く地域住民の意見を聞きあるべき姿を検討していただ  
きたいと要望いたします。

また、山ゆり作業所につきましては、40年前、障害福祉サービスの十分でなかった時代から一貫して村における障がいを持つ方々の大切な居場所としての役割を果たしてこられました。村としても施設を無償で提供するなど大きな役割を果たしてきています。民間の障害福祉サービス事業者とは一線を画した事業所だと理解しています。建て替えされると決まった場合に民間事業者として突き放すのではなく、これまでの歴史も踏まえて業者、関係者が納得できるような村として最大限の支援策を検討していただきますよう要望いたします。

以上です。

○田村議長 5問目の質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 物価高騰から村民の暮らしを守るための緊急対策について質問いたします。

住民の皆さんからは全ての物の値段が上がってお金の値打ちが減っており生活が大変、年金も目減りしているなど切実なお声がたくさん届いています。村としてどのような支援策を検討されているのか伺います。

○田村議長 答弁者、池西部長。

○池西総務部長 物価高騰から村民の暮らしを守るための緊急対策についてご答弁申し上げます。

村では国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しエネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対し支援を行うため、千早赤阪村応援商品券事業を実施いたします。

実施内容は、村内登録店舗で利用できる5,000円分の商品券を全村民に配布し村民の生活支援を行うとともに、村内小売店の支援も併せて行うものでございます。実施時期につきましては、6月末までに商品券の配布を完了し、7月から8月の2か月間で利用いただく予定でございます。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

今の物価高騰対策として5,000円の商品券で十分とお考えでしょうか。また、最も効果的な支援策は消費税の直ちに5%への削減だと考えることができます。平均的なサラリーマン家庭で年間約12万円の減税効果があり、消費税減税で購買意欲も高まり、景気を押し上げる効果もあると推計されていますが、村として消費税減税を国に要請していく

ことなどを含めてどのようにお考えなのか伺います。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 村の厳しい財政状況において限られた財源に対し優先順位を設定し事業を進めていく必要があり、物価高騰対策である千早赤阪村応援商品券事業は村民に対する生活支援と村内店舗への経済支援を合わせたもので、現在村が実施できる最大限の事業でございます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご指摘されております消費税の引下げにつきましては国において議論されるものであり、答弁は差し控えさせていただきます。

○田村議長 再質問を許可します。

畑議員。

○畑議員 ご答弁ありがとうございます。

要望いたします。

2024年度は物価上昇率が3%を超え、賃金も年金増額分も追いつかず、実質賃金、年金ともに実質マイナスとなっており村民の生活はますます厳しくなっております。5,000円の商品券では全く不十分と言わざるを得ませんが、村の財政状況を考えると難しいことも分かります。そのため、村として村民の暮らしを守るという視点から、ぜひとも国に対して消費税減税を要請していただきたいと要望いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田村議長 ここで休憩といたします。

再開は10時55分からとなります。

午前10時50分 休憩

午前10時55分 再開

○田村議長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

第3番目の質問者、南本議員、1問目の質問を許可いたします。

○南本議員 議席番号4番、千早赤阪村げんき会議、南本斎でございます。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目は未来協議会についてお尋ねをいたします。

先ほどの畑議員と一部関連するところがございますが、それはご了承いただきたいと思います。

令和5年度に設置されました南河内地域2町1村で構成される未来協議会ですが、昨年度は12月に合併部会が設置されました。合併部会が設置されるに当たり、2町1村でどのような取組が行われ、また合併についていかなる議論が行われたかをまずお尋ねいたし

ます。

そして、基本的なことをお伺いしますが、合併を協議するということは村民の皆様が幸せになるための合併であると認識してもよいのでしょうか。さらに、今年度は未来協議会に羽曳野市、大阪狭山市も加わり、南河内基礎自治機能充実強化協議会が設置されました。これは両市と2町1村が合併に向けて取り組むということを目的として加わったのでしょうか。

そして、本協議会内においてこれまで合併についての議論が行われているはずですが、千早赤阪村としては合併を推進していくのか、反対をするのか、立場を明確にお知らせください。答弁をよろしくお願い申し上げます。

○田村議長 答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 それでは、南河内地域2町1村未来協議会に設置しました合併部会での議論の状況につきましてご答弁申し上げます。

令和5年度に取り組んだ総人口や高齢化率などについての地域の未来予測や全国の合併事例の分析結果などを踏まえ、令和6年度は将来の在り方について事務の委託、その他の連携、機関等の共同設置、市町村合併に大別し効果と課題の比較を行いました。

その結果、より大きな規模での市町村合併が有力な候補となり得ることや、事務の委託、その他の連携が個別課題の解決手段として有効であることが確認できたため、今後の方向性としましては近隣市の協力を得ながら近隣市を含む市町村合併の効果や課題について引き続き検討をしていくことといたしております。

また、住民の理解促進に向け2町1村未来協議会での取組をホームページや広報紙で発信するとともに、住民アンケートを2回実施いたしました。その結果、住民の皆さんは人口減少や少子・高齢化の実感度合いが高いことや、合併を含めた議論を意識していることなど、将来の在り方を考える上で貴重なご意見を得ることができており、引き続きオープンな議論を進めてまいります。

次に、令和7年4月に設置いたしました南河内基礎自治機能充実強化協議会につきましては、これまで2町1村未来協議会での検討議論を踏まえまして、2町1村と大阪府からの働きかけに賛同した羽曳野市と大阪狭山市とともに新たに設置したもので、2町1村の枠組みを超えて取り組むことでより効果が見込まれる取組、人材、地域活性化、組織の在り方などを検討、議論するとともに、選択肢の一つとして市町村合併について調査研究を進めるものでございます。

市町村合併に対する考え方につきましては今後も人口減少が続くことが予測される中、村単独で全ての村政運営を維持していくことは財政運営や組織運営などの観点から非常に

厳しい状況であると認識をいたしております。また、これまでから広域連携に積極的に取り組んできましたが、さらなる広域連携を進めるといたしましても一定の限界があるのではないかと認識をいたしており、あらゆる選択肢の一つとして市町村合併についても積極的に調査研究すべきと考えております。

なお、村の将来像や進むべき方向性につきましては議会や住民の皆さんと課題を共有しながらオープンな議論を行うことが重要と認識をいたしており、今後も引き続き様々な情報発信を行うとともに、住民アンケートなども実施するなどオープンな議論に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 議長、要望をお願いいたします。

日谷部長、本当にご丁寧な答弁ありがとうございます。時間がすごく心配なんですけど、精いっぱい頑張りますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、要望いたします。

今回の答弁に当たっては、大阪府との調整をされて作成されたことと思いますが、本来、2町1村で構成される未来協議会は国主導型でも、大阪府主導型でもないですね。2町1村で将来的に持続可能な行政運営を行っていけるのかを大阪府支援の下、今後の人口や財政状況の未来予測をしてもらい、2町1村が自ら能動的に検討する場として大阪府にも協力をいただき立ち上げたものと認識をしております。

その中で、合併は当然近い将来にあるものとして視野に入れていかなければならず、私も合併には反対ではございません。しかし、千早赤阪村には生活の利便性に大きく隔たりがあることをご承知でしょうか。玄関を出たらバス停のあるおうちがある一方で、金剛バスの廃止に伴いバス停まで徒歩で40分ならまだよいほうで、バス、公共交通が一切ない地域もございます。村道から狭い里道を徒歩で通らないと自宅に帰れないお宅も多々ございます。週2回のごみ出しも集積所まで車で運ばなければならず、高齢者の一人暮らしの方が大変苦慮されております。

でも、ここで生まれ育った、また結婚を機に村に来られたり、ご縁があつて長年お住まいの方がおられます。こうした方々が終いの住みかとして暮らし続けていける方法を考え、不便な部分があつても村に住み続けてよかったと思ってもらえる、そんな合併が進められることを要望いたします。

逆に、合併をしたら急に生活がしにくくなった、不便が増えた、住み続けることが困難

になってしまったとならないことが一番重要です。そうならないためにも、そして何より村として合併を本気で進めようとの考えであるのであれば、大阪府からの提案だけでなく、合併に当たっては村民ファーストで村民の皆さんが今後の暮らしに安心感を持って、かつ安全な暮らしを続けられるようなお考え、大阪府に対して村からも提案することを求められます。

もちろんアンケート等による住民の方々の声の吸い上げも必要であると考えますが、しかし区長さんに毎月1日以降に配布させていただく広報、必ず1日に各家庭に届くとも限らない中、QRコードを読み込んで6月8日までの回答を求めるアンケートは村民の皆さんの実情や思いを知る手段として、また人口の約半数以上がご高齢の方でもあるにもかかわらず、このアンケートの実施方法は最適であろうかも少し疑問に感じるところでございます。

もっと村民の皆さんの思いに寄り添い、便利な地域の方もそうでない地域の方も双方が同じ府民税、村民税を払って暮らしているという現実を目を向け合併に向けて姿勢を示していただきたいものでございます。言われたことだけでなく、村自らもっと積極的に働くべきと考えます。

さらに、合併を掘り下げていくためには今年度の設置された新しい協議会へ生活圏として一番身近な富田林市、河内長野市にも参加を促すことも必要ではないかと考えております。今後始まる新たな協議会での検討、進捗状況等について村民の皆様にも、また議会にも随時情報提供いただき、全村民で考える合併とすることで合併への妨げが減少し前向きに推進できるのではないかと私は考えます。情報提供の共有をお願いし、私の要望は終わります。ありがとうございます。

○田村議長 2番目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 それでは、過疎計画についてお尋ねします。

現行の過疎計画が今年度で期限を迎えます。現行計画の村としてはどのように評価されているのでしょうか。また、併せて過去5年間及び将来の村の財政状況の見通しをどのように考えておられるのでしょうか。さらに、現行の前期過疎計画は令和3年から7年度までです。来年度以降も過疎計画は継続すると思われますが、つきましては現行計画の評価及び村の財政状況を踏まえて、次期過疎計画、令和8年度から13年度分を本年度中に計画するに当たって、どのような内容を盛り込む予定であるのかお聞かせください。答弁よろしく願いいたします。

○田村議長 答弁者、日谷部長。



○日谷地域活性化推進担当部長 それでは、過疎計画につきましてご答弁申し上げます。

現行の過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年度から令和7年度までを計画期間といたしており、総合計画を本村の持続的発展のための指針とし、総合計画に掲げる村づくりの基本理念、将来像を地域の持続的発展のための基本方針に位置づけ、各種施策を進めているところでございます。

これまでの取組の総括といたしましては、各分野における個別事業を本計画に位置づけ、有利な財政措置である過疎対策事業債を最大限活用して事業を実施しており、その主な事業といたしましては村道整備事業、浄化槽設置補助事業、小・中学校のスクールバス運行事業、給食調理業務委託事業、地区補助事業など、住民福祉の向上や地域の活性化に寄与していると一定評価できるものであり、またその財政的効果は計画期間における過疎対策事業債の総事業費が約5億7,000万円のうち、地方交付税算入が約4億円で村財政負担の軽減に大きく寄与しているものと考えております。次期計画におきましても、引き続き過疎対策を展開するための基本方針として位置づける必要があると認識をいたしております。

過去5年の財政状況と今後の財政収支見通しにつきましては、まず過去5年の財政状況は主たる自主財源である村税は歳入の11%から13%で推移しており、歳入の多くは地方交付税や国や府からの支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況で、財政力指数もおおむね0.25と低く、決して楽観視できる状況ではございません。また、今後の財政収支見通しは令和6年12月、村議会に報告させていただいた千早赤阪村財政収支フレームにおいて、令和15年度に財政調整基金が枯渇し実質の財政赤字に転落する非常に厳しい財政見通しとなっております。

このような状況の中、次期計画策定における基本的な考え方につきましては、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした後期計画とし、現計画を継承することを基本に第5次千早赤阪村総合計画との整合性を図り、社会情勢に応じた新たな施策などの追加、既存施策を見直すなど、今後庁内で検討を進め速やかに策定してまいりたいと考えております。財政運営におきましても有利な財源である過疎対策事業債を最大限活用していきたいと考えております。

村議会におかれましても、このような状況をご理解いただき、将来にわたり持続的かつ安定的に住民サービスが提供できるよう、あらゆる方策を選択肢に捉え、ともに情報共有しながら適正な村政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 要望でお願いいたします。

ありがとうございました。

財政調整基金が15年に枯渇し、実質、財政が赤字に転落、また過疎対策事業債を有効に使うというふうなことをおっしゃってますが、本当に有効な活用方法は本当に適正なのでしょうか。少し私は疑問に思うところがございます。

例えば、近畿2府4県、5県とも言われてますが、その中に村とつく基礎自治体は千早赤阪村を含み15自治体がございます。そして、その全てが全部過疎認定という認定を受けており、その中で大都市に一番近いのは千早赤阪村です。15番目は奈良県の吉野郡の野迫川村で人口は2月末現在で300人台です。村議会議員は6名おられます。また、一般会計は約21億円、人口比率は千早赤阪村のおよそ15分の1でありながら、財政的には半分の一般会計予算で運営をされております。ですので、他の村についてどのような努力をしておられるのか、どのような工夫をし取組を行っておられるのかという調査研究も必要ではないかと考えます。

お隣の河内長野市ではこの4月から営業部を設置し営業部長の公募をされ、およそ480名の応募の中から30代の東京在住大手企業の民間人の方が就任されました。また、同じく一方で21ヘクタールの農地や雑種地を活用し商業施設、工業施設の開発が始まっております。過去20年間で大幅な人口減少と少子・高齢化によって税収入が激減し住民サービスが手薄になってしまう前に、税収アップと市民生活をアップさせることが狙いだとい私は思っております。

近隣の自治体も人口減少、少子・高齢化、財政難、全て大小に関わらず全ての基礎自治体のお悩みは同じでございます。村には金剛山、楠公さんという有利な観光資源があり、多くの緑と広い土地、自然の空気清浄機である山林、金剛山から清流など、うまく活用すれば大きな財源となる可能性が十分にあります。

過疎対策事業債を最大限に有効活用というのであれば、ぜひ現在の税収入を約11%から13%をまず20%程度に引き上げる施策も至急に取りかかり、両輪で行財政運営と健全な取組にしていきたいと思っております。

1問目の質問とも関連しますが、村の将来に関わる非常に重要な計画であると認識しておりますので、しっかりと進めていただきたく要望いたします。ありがとうございます。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 3問目の質問は、桐山農道整備事業とにぎわいづくりについてお尋ねをいた

します。

桐山農道整備事業については令和6年度当初予算において設計業務に要する費用が計上されていきました。その後、役場担当者から農道整備に係る地権者に対し昨年11月、農道図面を示し農道整備に対しての説明を行うと同時に、農道図面の内容でよろしいかと了解を求められてました。にもかかわらず、12月初旬に突然村長から一方的に保留にすると区長に通告されました。その後、12月下旬に地権者説明会を役場が開催し、役場担当者から同様の説明が行われました。これは担当部課からの意向であるのかをお聞かせください。

続いて、楠公誕生地周辺地域整備事業についてお伺いします。

こちらも令和6年度当初予算において当該地域の地籍調査に要する事業費が計上されていきました。ところが、いつの間にか減額補正が議会で承認され、事実上の中止となりました。地籍調査というのは国からの指導により隣地と境界確定を主な目的として行う必要がある調査です。時期が来ればいずれはしなくてはならない、地籍調査には国庫補助という補助金制度があり整備事業実施の有無に関わらず必ず必要な事業と考えますが、なぜ取りやめることになったのでしょうか。

桐山農道整備事業、にぎわいづくり、いずれの事業についても前村長時代の施策であり、新村長が新たな考えに基づき施策を行うことは否定はいたしません。しかし、一度議会の可決を経て決まった予算を保留にする、取りやめるにはそれ相応の理由が必要です。取りやめることは村の将来にプラスになるのか、また取りやめるにふさわしい理由をお聞かせください。見解をお伺いします。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、日谷部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 桐山農道、にぎわいづくりにつきましてご答弁申し上げます。

桐山農道整備事業につきましては現在保留といたしており、その理由といたしまして、今後人口減少が続くことが予測される中、高齢者施策や子育て施策への対応、また老朽化した公共施設の再整備、基幹業務システムの標準化など様々な課題が山積しており、限られた財源を最大限生かすためにも優先順位を定めて施策を推進していくことが必要であること、また事業費が当初より相当以上に膨らんだことなど、財政状況を勘案し保留といたしました。ご質問の保留の決定は村長の指示のもと、村長をトップとした庁内会議において決定されたものでございます。

また、楠公誕生地周辺整備事業につきましては、土地購入に向けた史跡整備推進調査委託料、土地鑑定評価業務委託料を令和6年度当初予算に計上しておりましたが、整備に係

る基本計画がない中、先行して一団の土地の購入手続を進めるものではなく、まずは道の駅ちはやあかさか物販店や駐車場部分の老朽化、新たな農作物の売場などの確保など、様々な課題を整理することが必要であり、また厳しい財政状況などを踏まえ、事業の見直しをいたしました。

今後、これら農業振興策や地域活性化のための拠点づくりについて、村にとってどのような整備が必要なのか、議員の皆さんなどのご意見もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘のとおり、国では地籍調査を推進しており、村といたしましても検討すべきと考えますが、今回の地籍整備推進事業は国土調査法第19条第5項に規定する指定申請を促進するため、地籍調査以外の調査、測量への国庫補助制度を活用するもので、補助率も2分の1となっております。本来、地籍調査につきましては別途地籍調査費委託費制度があり、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1でより有利な制度となっております。今後、地籍調査を進めるに当たってはできる限り財政負担を軽減できる制度を活用するよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

南本議員。

○南本議員 それでは、要望をお願いいたします。

答弁ありがとうございました。

それでは、要望を申し上げます。

結論として、実施予定であった2事業が取りやめになった理由として財政状況の厳しさが増していると回答されています。しかし、農道整備事業は地区からの昔からの要望であり、ようやく光が見えたと思っておられたわけです。そして、担当の職員の方々にとっても長年にわたり汗をかいて地域の声を形にできると思っていた矢先のことです。

さらには、議員の中からも農業支援、整備を行うべきであると要望があったことは多くの役場職員の方もご存じのはずです。なのに、事業の停止を知らされた地域の方々の落胆の思いを一度でもお考えになったことがあるでしょうか。

地域の方々は大人としての分別を持ち対応されていますが、後継者不足等への対応策として農道整備事業に大きな期待をかけてこられました。それが覆されたことに対して、言葉で言い表せないほどに無念であることを理解していただきたいと思います。

さらに、財政難というのであれば優先順位をつけると回答されましたが、私は4年間は特に高齢者施策と子育て支援へ傾注し近隣市町に決して引けの取らない手厚い施策を行っ

てきたつもりです。この2つの事業は現在の村の施策の中で、では何番目の施策として考えておられるのか、理解に苦しみます。

そこで、農業整備事業に関しては保留となっている現在、再度地域との話合いの場を持ち、近隣市町でも実施されている圃場整備事業へ移行することもぜひに考えていただきたいと思います。

また、楠公誕生地地域周辺の地籍調査では、国からの指導により、しなくてはならない調査ですので、補助金制度を活用し調査を行っていただきたい。これにより、にぎわいづくりだけでなく、現在の中学校前のバスターミナルではこれからの公共交通網の整備が不十分であるということから、ぜひに楠公誕生地周辺を活用し新たな村の拠点づくりで村の活性化、村のブランド化を行い、さらには税収入の増加につながるよう再度地籍調査を要望いたします。

以上で全ての要望を終わりますが、最後に付け加えておいていただきたいことがございます。私は議会において対決は一切望んでおりません。大切なのは対話だと思っております。対決ではなく対話をこれから理事者側の方々といろんな様々な意見を伝えていきたいと思っておりますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○田村議長 それでは、第4番の質問者、尾崎議員、1番目の質問を許可します。

○尾崎議員 議席番号6番、平政会尾崎充宏です。

議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目です。村道の維持管理についてです。

村道は村民の生活に欠かすことのできないインフラである。村では道路維持について毎年計画的に行われていると思いますが、本年度の主な道路維持管理工事についてお伺いします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 村道の維持管理についてご答弁申し上げます。

村道の維持工事につきましては、道路整備計画により優先順位により実施しております。本年度の主な維持工事としましては、森屋地区、中津原地区及び小吹台地区において舗装工事などを予定しております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 答弁ありがとうございます。

最近、国道371号線、石仏バイパス、天見トンネルの全線開通に伴い、和歌山ナンバ

一の車が村のフルーツロードを通るのをよく目にするようになりました。村にとっては観光客などの往来はありがたいことであるが、その一方で安全な道路の通行について、特に舗装の傷みや段差などの気になる部分もあると思うのですが、そちらのほうは大丈夫なんでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 フルーツロードであります村道水分東阪線、村道東阪中津原線につきましては村の東西をつなぐ大動脈であり、交通量も非常に多く安全を確保する必要性につきましては特に認識しているところであります。

道路担当といたしましては、村内にあります道路について道路維持業務であったり、現場に出る際に道路の状況などをパトロールしておるところでございます。道路に危険箇所がありましたら早期に発見し、その都度補修を行うよう心がけております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 回答ありがとうございます。

要望とします。

村内にはフルーツロードをはじめ、村民の皆様が通行による村道があると思いますが、今後も定期的な点検等を実施していただき、場合によっては補修工事などの対応をお願いします。また、国道や府道の場合でも大阪府への要望を行うとして、村民の皆様が安心して移動できる村づくりを進めていっていただきますようお願いいたします。

以上です。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 2問目です。地区活動応援補助金の活用方法について。

最近、全国各地で林野火災が発生し大きな災害が出ています。消火活動にも多数の消防署や地元消防団が加わり鎮火に対して尽力されました。村の面積の約80%が山林である本村も他人事ではありません。地区活動補助金を活用し地区所有の消防ホースなどの購入も補助対象にすべきではないかと考えます。

○田村議長 答弁者、池西部長。

○池西総務部長 地区活動応援補助金の活用方法についてご答弁申し上げます。

地区活動応援補助金につきましてはより活用していただきやすいように本年4月に要綱改正を行い各地区へもご説明をさせていただきました。補助金の趣旨といたしましては、

今以上の効果が見込まれる地区活動や環境美化活動、防災事業、地区所有施設などの改良や整備、生活道の維持補修などを対象とさせていただいておりますが、消防ホースの経年劣化による買い換えなどの維持管理費用は対象外とさせていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 答弁ありがとうございます。

地区によっては山間部が多くあり、山林火災用の対応も必要になると感じられる。新たに山林火災用の消防ホースを買い換えることは補助の対象にならないのかお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 通常のホースから地区の課題解決に特別な機能のある山林用の消防ホースを購入することは単なる経年劣化による買い換えではないため補助の対象となります。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 回答ありがとうございます。

要望とします。

しかし、補助金の趣旨は理解できるが、火災から人命や財産を守るための消防活動で使用する消防ホースは必要不可欠な消耗品であると思います。大規模災害が起こったとき、この千早赤阪分署配属人数はたしか10人だと思います。地元の消防団の方に頼るしかありません。

地区費での購入はやっぱり負担が大きいと思いますので、今年4年に要綱改正されましたが、できれば普通の消防ホースの買換えも対象になるように、また要請のほうよろしくお願いします。

以上です。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 3問目です。地域公共交通利用補助事業の活用についてです。

少子・高齢化が進展する中、特に高齢者の増加等に伴い日常生活における移動手段の確保が大きな問題となっています。そのような中、令和5年12月、金剛バスが事業廃止となった現在、村では代替措置として金剛ふるさとバスを運行するなど公共交通の維持確保

に努めていただいています。また、さらなる支援策としてタクシーチケット事業を実施されており、便利性の向上に努力はしていただいております。

このような中、タクシーチケット事業を実施されているが、介護タクシーはタクシーチケットの対象となっていないと聞いています。また、これまで議会においても介護タクシーなど事業者の拡大への意見があることも聞いています。今後さらなる利便性の向上を図るため、介護タクシーも対象となるよう事業者を拡大、拡充する考えはないのかお伺いします。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 地域公共交通利用助成事業の活用につきましてご答弁申し上げます。

地域公共交通利用助成事業については、75歳以上の高齢者や妊産婦の方などを対象に、1か月当たり500円の利用券を2枚、最大24枚、12,000円を交付するものでございます。利用できる事業者につきましては、近鉄タクシー株式会社、大阪第一交通株式会社、南海バス株式会社の3社となっております。

介護タクシーや福祉タクシー事業者への拡充についてはこれまでも様々なご意見をいただいております。また、令和7年3月に開催しました地域公共交通協議会においても事業者拡充について提案し事業実施の承認をいただくなど、利用者のさらなる利便性の向上に向けた取組として事業者拡充を検討している状況でございます。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 答弁ありがとうございます。

事業者拡充については現在検討中ということですが、ぜひとも拡充をしていただきたいと思います。拡充に向けた今後のスケジュールはどのように考えているのかお伺いします。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 今後のスケジュールについてでございますが、できるだけ早い段階で拡充を目指したいと考えておりますが、拡充するにつきましては協議調整など一定の手続が必要で、まずは事業者の募集、登録事業者の審査、登録手続、さらに住民の皆様への周知など一定の時間を要します。

時期につきましては今年度のできるだけ早い時期としまして10月開始を目途に進めてまいりたいと考えております。今後も引き続き拡充に進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



以上でございます。

○田村議長 再質問を許可します。

尾崎議員。

○尾崎議員 要望とします。

村には交通空白地域もあります。タクシーチケットの拡充も重要であります。病院や買物に行くために別の手段もまたこれから検討していただくよう要望します。

以上で質問を終わります。

○田村議長 それでは、第5番目の質問者、中野議員、1問目の質問を許可します。

○中野議員 議席番号3番中野智子です。

千早赤阪村桐山の老人会で健康教室でお世話になり5年がたち、今回は住民の皆様からの信頼を得て村議会議員への職をいただきました。住民の皆様方の率直な意見を村政へ届けてまいりたいと思います。

その中で、議長通告により3問質問させていただきます。

まず、1問目、タクシー券アプリ化についてでございます。

タクシー券のアプリ化に関しては、この件は専決処分で既に認められた議案です。ただ、多くの住民の皆様からの役場の方々、そして菊井村長へご意見を届けてほしいというお声をいただいております。質問させていただきます。

タクシーチケットに関する事業につきましては、千早赤阪村地域公共交通計画との整合性を図りながら検討を進められていると聞きしております。村内のICTの活用、デジタル化、こういった事業を進めるに当たっては私も異議はございません。今後、効率的な取組がされていきますことも期待しております。

ただ、一方で住民の方々からタクシー券のアプリ化を図るということが本当に必要であるのかどうかという質問を多くいただいております。タクシー券の配布対象者が昨年約1,400名、そのうち約650名が申請を行い、実際に使っている方は約500名。私の計算によりますと、配布対象者から見ると31%にはなっておりますが、この公共交通機関補助としての予算を780万円使っておられ、そのうちタクシーの実際の利用者は178万円しか使われておりません。この利用者全体の22.8%の金額にしか過ぎません。この利用者様に対してこれまで以上の税金を投入すべきなのでしょうか。

この利用者様に対して、スマートフォンなどを活用しチケットのアプリ化を行うということですが、スマホ教室も令和7年度で民間企業の指導が終了し、今後は村内の独自の力で学習していかなければならないとお聞きしております。

タクシーチケットに関しましては、スマートフォンを持っていられない方、ガラ

携の方、もしくは両方持っていらっしゃる方に対しては従来どおり紙のチケットを発行されとのことです。選べるとはいえ、アプリ化することのできることでどれくらいのメリットが生じるのか、これからの予算全てを税金をかけてこの事業を進めていくこのメリットがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。アプリ化を行う理由をお示してください。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、タクシー券のアプリ化についてご答弁申し上げます。

令和6年6月に策定しました千早赤阪村地域公共交通計画では、村民や行政、交通事業者などが協働・連携し、つくり支える公共交通を基本方針として定め、将来にわたり公共交通が維持できるよう、村民や行政、各事業者が協働・連携した利用促進の取組を通じまして村民の公共交通に対する意識改善を図ることを目指しております。

具体的には、公共交通を利用する機会の創出としまして地域公共交通利用助成事業を実施しており、今後事業の見直しを行い、村の利用環境に合った事業を検討することとしています。

そのような中、今回のタクシー券のデジタル化につきましてはこれら計画に基づく取組であり、現在紙媒体で配布しておりますタクシー券をデジタル化することで住民の皆様の利便性の向上、ペーパーレス化、行政の事務処理の負担軽減を図っております。また、デジタル化によりまして乗車実績や精算業務、情報配信のデータ管理やデータの利活用を図ることを目的に導入するものでございます。

なお、導入に際しましては、ご指摘のとおりスマートフォンを持っておられない人もおられるため、従来の紙媒体と並行しながら進めていく予定でございます。今後もスマホ道場を活用した普及促進を図りながら、交通デジタルチケットの利用促進を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 再質問を許可いたします。

中野議員。

○中野議員 タクシー券のアプリ化について再質問させていただきます。

先ほども申し上げましたが、ICTの活用やデジタル技術の活用には行政DX、働き方改革からも重要であるということは十分認識はしております。ただ、一方でデジタル化を行うけれど従来の紙チケットというアナログを継続するというご答弁でありますので、現状の利用率からどの程度、このアプリ化することで向上できるのか、目標数値の設定や効果検証を行うことが必要であると考えております。

やったはいいが、結果があまりよく住民の方々には目に見えておりません。そこで、この事業に関しましては事業完了後、事業評価報告を住民の皆様へお願いできますでしょうか。

タクシーのアプリ化よりまずは自治体のデジタル化を進める必要があると思います。今回の交付金を使ったこの事業でマイナンバーカードが他府県で使えるようになるのでしょうか。具体的なお返事をお示してください。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 今回のタクシー券のデジタル化につきましては、ポータル機能付きデジタルチケットアプリを導入することでタクシー券をデジタル化し同アプリで配信するものでございます。同アプリはタクシー券のデジタル化だけではなく、役場からのお知らせや電子閲覧板や、例えばごみ出しスケジュールなど、行政情報もデジタルで配信することも可能で、特定の住民に対するタクシー券のデジタル化のみならず、今後、全住民に向けての行政のデジタル化を推進することも想定し基盤整備を進めていきたいと考えております。

また、併せて書かない窓口で申請書自動作成システムを導入しさらなる住民の利便性の向上を目指してまいります。

また、今回のデジタル化に係る経費につきましては、国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用するなど、全て一般財源ではなくできる限り特定財源を確保しながら導入するもので、さきに述べたデジタル化の目的や事業趣旨により全住民の利便性の向上や事務の効率化が図れる事業として大いに期待できるものと考えております。

なお、事業評価につきましては千早赤阪村地域公共交通協議会におきまして当該年度の事業報告として報告し、村のホームページに掲載する予定です。また、今回の交付金を活用したデジタル化事業についてはマイナンバーカードが他府県において使用できるものではありませんのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

ここからは要望とさせていただきます。

今回、菊井村長のおっしゃる新しい地方経済生活環境創生交付金、これも財源としては皆さんの府税とかそういった国からの補助金というのは全て税金です。今回この交付金500万円、そして村税600万円、計約1,100万円を使ったこのタクシーのアプリ化、窓口の簡略をするためのホームページなどのQRコードを使ったもの、そういった様々なデジタル化がこの高齢化したこの千早赤阪村に沿っているかどうか、それは甚だ疑

間を感じているところです。

住民の皆様が理解できますよう、全ての住民の皆さんが対象となる住民サービス、施策へと税投入をすべきではないかと私はそう感じております。高齢化したこの千早赤阪村、10年先や20年先を考えるのではなく、今現状をこの住民の方々が払っている税金に対して見合う幸せ感を味わえる、そういったことを要望して税金の使い道を一度お考えください。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 2問目の質問は、高齢化地域における安全な通行環境の整備について質問させていただきます。

本年5月に小吹台で千早小吹台小学校付近の交差点で大きな事故がありました。高齢者によるニュースにも出るぐらいの死亡事故となっております。今回は車同士の事故ではありませんが、時間帯によっては登下校中の児童を巻き込んだ事故になるおそれもありました。小吹台の住民の方々の高齢化、そして交通環境に伴い歩行者としても、運転者としても以前よりも安全対策がさらに必要だということは言うまでもありません。

役場からは早々の現地確認を行っていただき、今回の事故をきっかけにホームページなどで注意勧告などを行うなど、ソフト面を行っていただけるというふうにお聞きしております。でも、高齢化したこの地区だからこそ、ハード面として路面にある白線や停止線が消えかかっていることを強化したり、視覚による安全運転が今十分だと思えません。

今回のような交通事故から子どもたちや高齢者の方々を守るために安全対策について具体的なお考えをお示してください。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 高齢化地域における安全な通行環境の整備についてご答弁申し上げます。

事故があった現地を確認したところ、当該交差点は十字路で横断歩道があるため、運転手はその手前で速度を落として進むなど歩行者等に注意して走行するものであります。また、白線については薄くなっている部分もありますが認識できるものと考えております。

しかしながら、事故現場は小学校付近であり、歩行する高齢者の方々も多いと聞いております。ハード面での交通安全施設の整備も必要であります。ソフト面の取組との連携が不可欠と考えております。

今後も高齢者等が安心できる環境づくりに向け、交通安全担当部署と道路担当部署及び福祉担当や地域自治会、警察等関連する機関との連携を図りながら総合的な対策を推進す

る必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 再度質問させていただきます。

現場は小学校付近の交差点であるということで、小学校の教職員の方も救護活動に参加され、また子どもたちへは登下校時の安全指導やメンタルケアなども実施していただいたとお聞きしております。

近年、高齢者運転における事故のニュースがテレビでもよく流れておりますが、まさに今回の事故もそうでした。やはり認知機能の低下している高齢者にとってソフト面よりもハード面の対策が何より予防になると、未然に防げるということをお知り置きください。

村民の命を守る取組は急務な対策が必要です。子どもたちや高齢者を守るために担当部署や警察、自治体と連携して総合的に対策を推進する必要があるということは理解しております。

先日、具体的に高齢者の免許返納及び小吹台自治会からの地元住民への指導を徹底させるようにというようなご指導も受けました。ただ、高齢者の生活を守るためにはどうしても免許返納ができない、できにくい状況ということもお知り置きください。

今回、ソフト面の対策も必要ですが、車の運転手から歩行者の通行場所が認識できやすくなる視覚に訴えて予防ができるような、未然に防げるような白線の強化、そしてグリーンベルト、防犯灯など、そういったハード面の強化をお願いしたいと思います。

具体的にこういったグリーンベルト、白線、そういったことはいつ頃を目標にやっていただけるのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 今回の事故によるハード面としての具体的な対策は現在のところ考えておりませんが、路面の白線の引き直しなど基本的には舗装の打ち換え時に実施している状況であります、引き続き道路パトロールの際などに事故につながるような箇所があれば対応してまいりたいと考えております。

ソフト面については、引き続き庁内及び関係機関と連携し交通事故防止の啓発に努めてまいります。

以上、答弁とします。

○田村議長 再質問を許可します。

○中野議員 ありがとうございます。

ここからは要望です。

先ほど別の議案、質問案件で菊井村長のほうから今回道路の舗装を森屋地区、そして小吹台地区も考えていらっしゃるということをお聞きしました。繰り返しますが、安全な通行環境を整えるには、事故を未然に防ぐには高齢者の多い小吹台にとってやはり白線の引き直し、これは大切だと思います。運転者として視覚に訴えて、認知機能が少なくなっても白線を見て用心をする、そういったことにつながるよう要望してこの質問を終わります。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 3問目は、子ども食堂の支援について質問いたします。

人口減少、少子・高齢化、今は日本中の至るところがこの地域に当てはまります。ただ、地域で抱える問題は自然環境や財政状況、それによって大きく異なり支援や対策に違いが出ております。

千早赤阪村は令和7年5月現在、総人口4,587名、老年人口、65歳以上です、65歳以上は2,193名、15歳未満332名という報告がされております。一昨年10月、子どもたちを対象にした支援の一環として高齢化した村だからこそ簡単に組みめる子ども食堂を提案させていただきました。子ども食堂は全国で広がっている国の事業でもあります。残念ながら、否定的な返答によりご協力いただけませんでした。

その後、12月議会で一般質問の場で公明党さんに取り上げていただき検討しますというご答弁をいただきました。半年たちますが、福祉課、社協など関係部署から一度も視察にはおいでになっておりません。その中で、どう検討していただいているのか、お示してください。

○田村議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、子ども食堂の支援につきましてご答弁申し上げます。

子ども食堂は地域の子どもたちを対象に食事と居場所を提供し見守りを行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐ取組を無償、または低額な料金で実施する活動であると言われております。

私自身も先月、子ども食堂のほうを見学させていただきました。そして、本村では先進的な他の自治体の支援制度や補助制度の調査を行い、制度構築に向けて検討している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員　まず、再質問を行う前に、小吹台子ども食堂の現状を説明させていただきます。

子ども食堂は地域の子どもたちだけではなく高齢者の方々のコミュニティの場となり、今では小吹台以外の森屋地区からもご利用していただいております。食の支援や買物難民の援助にもつながります。小吹台子ども食堂は開設当初より毎回100名以上の交流が行われております。全て地域のボランティアの方が中心になっております。

ご答弁いただいているとおり、千早赤阪村でこの子ども食堂をやっておりますが、既に全国で広がっている事業です。住みよい村をつくるために役場や特定の方に頼るのではなく、住民参加型の村づくり、この子ども食堂を村内に広げてまいりたいと、そう思っております。この村内で広げることの意味というのは、食の安定した供給だけでなく買物難民の補助にもつながります。

ただ、小吹台で開催しているこの子ども食堂はまだまだ認知されておられません。現在、この広報は毎回コピー機で800枚ほどのチラシを作成し、ボランティアの方々が無償でポスティングを行い開催日をお知らせしております。まずは、村民の皆さんに子ども食堂の正しい意味を知っていただき前向きに参加していただくためにも、広報紙の支援をいただくことが必要だと考えております。

また、現在野菜や食材の確保はスーパーマーケットの安売りで購入し村外農家様のご支援をいただいてそれに頼っております。同じ野菜を購入するならば、なるべくできれば村内の野菜を使うことが地産地消につながり村を挙げた食育活動につながります。こういった農家様のご支援、販売促進に対しても広報活動というのは重要な役割を持ちます。

そして、何より問題になるのが子ども食堂を広げるに当たって開催場所の確保です。公民館の使用料が地区によって5,000円と大きな負担がある場所もあります。この使用料が子ども食堂の妨げになっていることをお知り置きください。そして、この市町村をよその子ども食堂を参考にするのではなく、まずは現状を見て千早赤阪村に独自の子ども食堂をつくってほしいと願っております。

この前、菊井村長にはご確認していただきましたが、ぜひ福祉や社協、教育関係者の方々も一度視察に来ていただき、一生懸命ボランティアの人たちが働かれている姿を見ていただきたいと思います。補助金だけが支援とは思いません。最低限の広報における支援が何より今は必要だと思いますが、この広報による支援が受けづらい現状をどうお考えでしょうか、お示してください。

○田村議長　再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 先日、私も子ども食堂に見学に行かさせてもらいまして、ボランティアの皆様が衛生面に配慮しながら安全・安心な食の提供に一生懸命頑張っておられる姿を拝見させていただきました。

子ども食堂に関する周知の方法につきましても、先ほど答弁させてもらいましたように、子ども食堂の意義も踏まえ、他の自治体の事例も参考にしながら広報紙への掲載についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田村議長 再質問を許可します。

中野議員。

○中野議員 ありがとうございます。

この高齢化した千早赤阪村が少ない子どもたちを守り育てて生活していくには他の市町村のようなことを参考にするばかりではなく、独自のシステム、村独自の組織づくりが必要だと考えます。

予算を大きく取るのではなく、限られた住民、そして限られた村中の人たちが知恵を絞り合い、お金を出さなくても豊かに暮らしが進めていけるよう、そんな組織づくりを願ってこの要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○田村議長 要望ということでよろしかったですか。分かりました。

それでは、ここで休憩といたします。

13時から再開させていただきます。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、第6番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。

議長通告に基づき、5問の質問をさせていただきます。

まず、最初にスケートボード・ミニパークをについて行います。

アーバンスポーツと呼ばれるカテゴリーの中にオリンピックで話題なったスケートボードがあります。スケートボードの歴史は20世紀初頭のアメリカで、もともとはサーファーたちが波のない日に陸上で楽しむために車輪を取り付けた板を使い始めたのが始まりで、2000年代以降は世界的に普及し、2020年の東京オリンピックで正式競技として採用されるなど、スポーツとしての地位を確立した。競技人口も近年急速に増加し、日本スケートボード協会でも全国各地で大会や体験イベントを開催し、スケートボードの普



及に力を入れている。

南大阪エリアでもスケートボードの人気の高まり、様々なスポットで楽しめる環境が整っています。例えば、久宝寺緑地や大泉緑地では初心者から上級者まで幅広いスケーターが集まり気軽に練習できる場所として人気があります。また、松原スケートパークは東京オリンピック金メダリストの村でも有名な西矢柊選手が通っていたことで知られ、設備が充実しているため多くのスケーターが訪れています。さらに、堺市、羽曳野市等にもスケボーパークが整備されてきています。

このような状況下で、今後新たに整備される施設の課題としまして、日常的に活用ができ地域のにぎわいや子どもたちの健康と健全な育成、コミュニケーション能力の増進等の公教育の場であると考え、より多くの利用者が利用可能な比較的小さな施設をたくさんつくるほうが効率的ではないかと考え、その一端として村としても取り入れられてはと提案をいたすものでございます。よろしくお願いいたします。

○田村議長 答弁者、池西部長。

○池西総務部長 スケートボード・ミニパークをについてご答弁申し上げます。

近隣市において公営、私営を問わずスケートボードパークが整備されていることは承知しております。NPO法人日本スケートパーク協会のホームページでは、ワンプッシュ10メートル以上の滑走できるスケートボードを複数人が利用する場合に必要な面積は十分な安全性を考慮すると、セクションを置かないフルフラットの場合でも800平米以上が必要で、セクションを置くとさらに敷地を確保する必要があるようでございます。その広さによって建設費も異なりますが多額の費用が見込まれます。スケートボードパークの整備については村の山積している課題を考慮すると現時点では考えておりません。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

国や府からの助成金、また一般企業からのスポンサーシップ等は考えられないのでしょうか。また、地域社会の貢献やブランドの認知度向上を目的とし、建設費の支援等は得られないのでしょうか。

国内での施設成功事例等を見てみますと、地域住民や地域で活動するスケートボード愛好者が一体となってローカルな文化活動の一端として行われていることが確認できました。村の課題として議論されているにぎわいづくりや地域おこしのツールの一つとして取り入れることはできないのでしょうか。例えば、道の駅周辺を活性化させる事業等への

活用は考えられないのでしょうか、お願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 スケートボード・ミニパーク建設に向け具体的な資金調達についてご提案をいただきましたが、現時点において検討段階に至っていないのが現状でございます。

また、村のにぎわいづくりや活性化事業としてスケートボード・ミニパークが建設できないのかという点につきましても、村のスケートボード競技人口やスケートボード・ミニパークの必要性などを勘案し慎重に対応する必要があると認識しております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に代えさせていただきます。

住民の方の今回の選挙でいろいろ回らせてもらったんですけど、住民の方から意見をいただきましてヒントを得て今回質問をいたしました。また、地域の方と機運醸成が整いましたら、またご検討よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○田村議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 2問目としまして、地域猫活動へ助成をということで質問いたします。

動物愛護の基本は、人の命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。動物愛護管理法の目的は動物の愛護と動物の適切な管理、危害や危害迷惑の防止等に大別できます。

動物により迷惑問題は飼い主や近隣住民等との間で感情的対立を起こしやすく、迷惑問題防止の観点から行政主導による合意形成を踏まえた支援と地域の実情に合わせた対策や対応が必要であると考えます。

野良猫問題もその一つで、公益財団法人動物基金が推進しています、さくらねこTNR（TNR先行型地域猫活動）は、まず不妊手術をして猫の繁殖を止めましょう、そしてそこから話し合いをしましょうというものです。

環境省が提唱する地域猫活動は、行政、地域住民、ボランティアの3者合意が原則でございます。さくらねこは不妊手術済みの印に耳先を桜の花びらの形にカットした猫のことでございます。耳全体を見ますと桜の花びらのように見えるということです。TNRというのは、トラップ、ニューター、リターン、捕獲、不妊手術、元の場所に戻すという意

味の頭文字で地域猫活動とも言われております。地域猫とは、特定の地域において人間によってお世話がされている野良猫のことです。

TNRは猫の命を大切に、1代限りの猫の命を守るという目的を持った活動でございます。猫は繁殖力が高く、1年に2～3回出産ができ、1度の出産で5匹程の子猫を産みます。そして、子猫は生まれてから半年ほどで子どもを産むことができます。雌猫1匹によって1年間に何十匹もの猫が増えていくゆえに不妊手術が必要でございます。不妊手術後の経過観察を得て、経過がよければもともと住んでいた地域に戻され、地域で生涯を全うすることになる、こちらが地域猫でございます。

また、保護猫とは、様々な事情で飼い主と離れ離れになったり、適切な世話を受けられない環境に置かれた猫たちを指します。多頭飼いとかがです。これらの猫たちは非営利団体、自治体の施設、または献身的な個人によって一時的に保護され、シェルター等で、新しい家族を待っております。

保護猫たちは自治体や民間の動物保護団体、猫好きが個人的に経営するシェルターなどで保護されています。これらの施設や個人は猫たちに食事や医療ケアを提供し新しい家族との出会いをサポートしておられます。保護活動は資金や資源が限られているため、多くの場合、ボランティアの尽力に大きく依存をされております。

このような活動を私たちの村でも自主的に行われている方がおられます。また、地域でも野良猫問題をお聞きすることもございます。他の市町村ではこのような活動を支援する制度がございますが、村の状況を伺いたいと思います。

以上でございます。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 地域猫活動への助成をについてご答弁申し上げます。

近隣自治体では地域住民の合意の上で地域で管理していく地域猫活動を行う団体を対象に所有者のいない猫に不妊去勢手術などを助成しておりますが、現在村では地域猫活動への助成は行っておりません。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

村の現状では規制助成事業を実施していないとのご答弁であります。今後、地域猫活動を行う団体や個人などから助成の希望があった場合、どのように対応されていくのか、地域猫活動に際し現在の状況等を丁寧に聞き取り対応することはできるのか、また寄り添

って着地点にたどり着く決意はあるのか伺いたいと思います。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 地域猫活動の重要性につきましては認識しましたが、現状では地域の住民の理解を得て地域で管理することで1代限りの寿命を迎え、地域から飼い主のいない猫を減らす地域猫活動を行っている団体から相談などを受けていないのが現状であります。今後、地域猫活動に取り組む地区や自治会などの団体から助成要望がありましたら近隣自治体の事例などを調査してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

助成のみならず様々な取組に対し行政主導により合意形成を踏まえたルールづくりに対するさらなる支援と地域の実情に合わせた対策や対応が必要であると思いますので、地域で活動されている方の実情や意見を積極的に聞いて、でき得る支援をお願いしたいと思います。

例えばですけど、広報等に啓発記事を掲載するなど是可以するのではないのでしょうか。現状では動物愛護管理法も整備され一定のご理解は得られていると思われるので、行政としても積極的に関わるべきと思うがいかがでしょうか。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長兼災害復旧室長 地域の住民の声や近隣自治体の取組などを参考にしまして、村で何ができるのかなど調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○田村議長 要望をお受けいたします。

○井上議員 ありがとうございます。

村では現状、積極的な動きは望めないようなので、住民の方に寄り添い、これから一緒になって働きかけをしていきたいと思います。

他地域の実情をお聞きすると、団体と言いましても二、三名の方から受付をされておられるような状況もございますので、そのようにご対応をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田村議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目としまして、防犯カメラの設置ということで質問させていただきます

す。

昨年１２月に質問をさせていただき、新年度で答えがいただけるということをお聞きしまして再度質問いたします。

地域等で取り付けられ運用されている防犯カメラにつきましては、条例等を整備しカメラの更新や電気代、修繕費等補助することについて考えられておられないのか、再度伺いたと思います。

以上でございます。

○田村議長 答弁者、池西部長。

○池西総務部長 防犯カメラについてご答弁申し上げます。

新たに防犯カメラの維持管理に係る電気代や修繕費などに対する補助制度整備のご要望につきましては現在のところ考えておりません。

現在実施している１地区当たり年間１００万円の地区活動応援補助金は、以前に行っていた生活道の維持補修に要する経費の補助制度を包含したもので、近隣市町村に比べ手厚い制度となっています。防犯カメラの維持管理に係る電気代や修繕費などは対象となりませんが、各地区において工夫を凝らしていただきご対応くださいますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

他市町では既にもう何年も前から実施をされている補助事業は村では行えないということでございますが、なぜできないのか。また、検討いただいた経過と結果に至った根拠を示していただくようお願い申し上げます。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 議員ご指摘のとおり、一部の市町において防犯カメラの維持管理に対し補助を行っていることは承知しております。村では地域の実情に応じた事業に対する地区活動応援補助金を新たに設けることや他事業との優先順位を考えると、現在のところ新たに防犯カメラの維持管理費用に対する制度の創設は考えておりません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

昨今の世情が大変不安定でございます。防犯カメラの重要性は火を見るよりも明らかでございます。要望が大変多い中、今回、小吹台地区が地区で設置をされるようでございますが、ほかの近隣市町では何年も前から事業が進んでおります。ほか事業との優先順位とのことでございますが、予算的なことなのか、それとも別の理由があるのか、いずれにせよ防犯カメラの設置や維持管理等は行政の責任として取り組むべき事業だと考えておりますが、お考えを伺いたいと思います。

○田村議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西総務部長 1地区当たり年間100万円の地区活動応援補助金事業を行っていくことから、予算的なことも含め総合的に考えた結果、新たな補助制度の創設は考えておりません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

村では富田林警察署の意見も聞きながら、効果のある主要箇所13か所に防犯カメラを設置し維持管理しております。防犯カメラの犯罪捜査における役割は一定満たしているものと考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

お聞きしていますと、地域住民の方と村の考え方や思いに大変隔たりがあるように思います。常に村民の声を聞き、相互に理解が必要だと感じました。また、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田村議長 4問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 4問目としまして、空き家対策の現状をお聞きします。

空き家の利活用等、様々な施策を行われてきたと思いますが、目に見えるような成果が表れているようには見えません。山間部、住宅地に関わらず、崩壊寸前の空き家が目立つようになってまいりました。空き家の問題に対し本村が行ってきた対策や支援について、その成果とともに伺います。

また、年々増加する手のつけようがない物件について、現在どのような対応をされているのか、なぜそこまでできないのか、具体的に説明をお願いいたします。

○田村議長 答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 空き家対策の現状についてご答弁申し上げます。

老朽した危険な家屋は放置すれば破損等が進んで安全性が著しく低下し、地震や台風などの自然災害に倒壊する危険性があるだけでなく、生活環境においても周辺に悪影響を及ぼす可能性があります。まずは、空き家の所有者等が適切な管理に努めるものと考えており、村では住宅耐震と合わせた除却や改修など一部を補助しております。平成30年度から現在までにおきまして、除却で5件、改修では23件の実績となっております。

また、倒壊するおそれのある危険な家屋の所有者には個別に対応しております。さらに、例年、固定資産納税通知書に耐震及び空き家の適正管理についてのチラシを同封し、積極的な啓発に努めております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

重ねて申し上げますが、手がつけられない案件については基本的に所有者が放置していることに原因があり、現行の法規では手がつけにくいのは非常に分かります。山奥で自然に朽ちていく空き家に迷惑をしている方もおられます。どうにかならないか、もう一度お聞きいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、下休場部長。

○下休場産業建設部長 引き続き、空き家の所有者に対しまして、問題解決に向けご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 要望に代えさせていただきます。

直接的なお答えはなかったのですが、今回すり合わせをする中で様々な要因を考慮しながら非常に大変なご苦労をおかけしながら努力されていることはお聞きしましたので、特に申し上げたいのは現場での困り事というのはやっぱり担当省庁等へぜひその問題点を上げていただいて、国また府と一緒に頑張って対策していくべきだと思いますのでぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○田村議長 5問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 最後、5問目の質問となります。带状疱疹ワクチン接種の助成についてでございます。

前回の議会でも質問をする予定でしたが、今回4月から予防接種となり負担軽減という点では大分進んだと思うんですが、もう一步踏み込んだ形にならないか伺いたいと思います。

以上でございます。

○田村議長 答弁者、中野部長。

○中野民生部長 带状疱疹ワクチン接種の助成につきましてご答弁申し上げます。

带状疱疹ワクチンの定期接種につきましては本年4月から実施されたところであり、ワクチンの安定供給の面から65歳以上の人を対象に5年間の経過措置として、65歳から5歳ごとに定期接種の対象とされているところでございます。

また、定期接種の実施に当たりましては、富田林医師会及び管内の富田林市、太子町、河南町とも調整を行い事務の統一化を図っております。村独自に助成を行う場合でも富田林医師会との調整に時間を要することとなりますので、今後に向けて協議を行っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

ということなんですけど、松原市におきましては松原市独自で50歳、55歳、60歳についても助成事業をされておられます。この現役世代といいますか、この年代の方で苦しんでおられる方もおられますので、要望を考えると5歳刻みでも接種を望まれる方は少なくないと思われます。

村長の公約でも带状疱疹予防接種費用の助成を掲げられておられますが、村長はどのようにお考えになっているのでしょうか。お願いいたします。

○田村議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 議員ご指摘のとおり、大阪府内では令和7年度に松原市が独自で助成されている事例があります。带状疱疹は令和7年4月から65歳以上の5歳刻みを対象とした定期予防、定期接種が開始されましたが、带状疱疹の予防接種の助成につきましては私も公約に掲げていることもあり、発症率が上昇すると言われる50歳以上の働く世代への支援を念頭に助成する方向で富田林医師会と協議、調整してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。



○田村議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 要望に代えさせていただきます。

帯状疱疹という疾患なんですけど、生涯で約３割の方が罹患するそうです。発症率は５０歳以上から上昇しまして、６０歳、８０歳代でピークを迎えるそうです。帯状疱疹は皮膚症状だけでなく痛みを伴う疾患でございます。また、後遺障害も残ることもあるそうです。村内、村外問わず、苦しんでいる方もおられますので、早期の実施をお願いしたいと思います。

また、加えまして最近ではＲＳウイルスというウイルスも聞く機会が多くなっておりますので、こちらのワクチン等もございますので、またこちら６０歳以上の高齢者の方、重篤になると医療費等がかさんでくるというデータも聞いております。またよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○田村議長 これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会します。

皆様お疲れさまでございました。

午後１時３０分 散会

令和7年第2回千早赤阪村議会定例会（第3号）

1. 招集年月日

令和7年6月27日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1 番 田 村 陽

5 番 畑 智恵美

2 番 井 上 浩 一

6 番 尾 崎 充 宏

3 番 中 野 智 子

7 番 建 石 和 則

4 番 南 本 齋

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

民 生 部 長 中 野 光 二

教 育 長 大 門 和 喜

産 業 建 設 部 長 下 休 場 健 司

地域活性化推進担当部長 日 谷 順 彦

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総 務 部 長 池 西 昌 夫

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 柏 原 美 佳

議 会 事 務 局 主 査 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第 1 議案第36号 千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第37号 令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）（委員長報告）

日程第 3 議案第38号 令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（委員長報告）

日程第 4 議案第39号 令和7年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第1号）（委員長報告）

日程第 5 議案第40号 工事請負契約の変更締結について（委員長報告）

日程第 6 議案第41号 動産の取得について（委員長報告）

日程第 7 議案第42号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について（委

員長報告)

- 日程第 8 議案第 4 3 号 副村長の選任について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 1 1 議案第 4 6 号 米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を  
求める意見書について
- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める  
意見書について
- 日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前１０時００分 開議

○田村議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

６月２５日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

建石議会運営委員長。

○建石議会運営委員長 それでは、６月２５日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので報告いたします。

議事日程第３号をご覧ください。

日程第１、議案第３６号から日程第７、議案第４２号については一括議題とし、村づくり常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に予算常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、１議案ごとに討論、採決を行うことに決定しています。

日程第８、議案第４３号から日程第１２、議案第４７号については、本会議において審議していただくことに決定しています。

最後に、日程第１３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上です。

○田村議長 ありがとうございました。

~~~~~

○田村議長 日程第１、議案第３６号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定についてから日程第７、議案第４２号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてまでの７件を一括議題とします。

各議案は６月１８日の本会議において各常任委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

村づくり常任委員長の報告を求めます。

尾崎村づくり常任委員長。

○尾崎村づくり常任委員長 それでは、村づくり常任委員会報告をします。

去る６月１８日の本会議において付託を受けました議案４件の審査を行うため、６月２０日に菊井村長ほか、関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催いたしました。

議案第３６号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結

した後、採決を行いました。採決の結果、議案第36号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号工事請負契約の変更締結についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第40号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第41号動産の取得についての審査結果を報告します。

提出議案についての詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、議案第41号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第42号千早赤阪村報酬及び費用弁償の条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、審議に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、議案第42号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会の記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田村議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、予算常任委員長より報告を求めます。

南本予算常任委員長。

○南本予算常任委員長 それでは、予算常任委員会報告をいたします。

去る6月18日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、6月20日に菊井村長ほか、関係職員の出席を求め、委員7名出席のもと、開催をいたしました。

まず、議案第37号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決いたしました。採決の結果、議案第37号は本会議において原案どおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第３８号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、審査を終結したのち、採決を行いました。採決の結果、議案第３８号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第３９号令和７年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第１号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第３９号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧ください。

委員長報告を終了いたします。ありがとうございます。

○田村議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第３６号千早赤阪村任期付村費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第３６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第３７号令和７年度千早赤阪村一般会計補正予算（第３号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第３７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第３８号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第３８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第３９号令和７年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第３９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第４０号工事請負契約の変更締結についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第４０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号動産の取得についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長 日程第8、議案第43号副村長の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第43号は副村長の選任についてでございます。現在、空席となっております副村長に西井秀孝氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によりご提案申し上げるものでございます。

西井氏は平成14年4月に大阪府職員に採用され、令和5年4月から財務部財政課課長補佐、令和7年4月から総務部市町村局参事を歴任されております。このようなことか



ら、西井氏は豊かな知識と経験をお持ちで行政運営に精通されており、副村長として最適任であると考えておりますのでご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

なお、ご同意いただければ7月1日付で選任したいと考えており、任期は4年間でございます。よろしくお願いします。

○田村議長 これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩を行います。

午前10時15分 休憩

午前10時18分 再開

○田村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど副村長として議会で同意されました西井秀孝氏にお越しいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いします。

○西井副村長 ただいま副村長の選任にご同意を賜りました西井秀孝でございます。金剛山の美しい自然とこれからの歴史に恵まれた千早赤阪村におきまして、副村長という大役

を仰せつかりましたことは大変身に余る光栄であり、身の引き締まる思いでございます。菊井村長の補佐役として職員の皆様と知恵を出し合い協力しながら誠心誠意取り組んでまいっている所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻、そしてお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田村議長 どうもありがとうございました。

~~~~~

○田村議長 日程第9、議案第44号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第44号は令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）についてでございます。本議案は、歳入歳出それぞれ1,236万2,000円を追加いたしまして、予算総額45億6,607万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、副村長就任に伴う人件費などの費用や、重点支援地方交付金を活用して行う千早赤阪村路線バス等通学定期券購入補助金事業に伴う費用を補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

建石議員。

○建石議員 ありがとうございます。

今回の臨時交付金を使用して定期券購入補助事業につきましては先日我々にご説明いただいたかと思うんですけども、補助対象者として中学生から大学生まで、上限を5,000円とし半額補助というふうにお聞きしております。

そこで、確認させていただきたいことがあるんですが、先日のご説明のときに我々に対してご説明いただいたんですけども、そのとき各議員のほうから中学生のスクールバスの回数券について対象にしていられないかという話があったかと思います。回数券の取扱いについてはどういうふうにするのか、お考えなのか、お伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田村議長 日谷地域活性化推進担当部長。

○日谷地域活性化推進担当部長 スクールバスの回数券の取扱いをどうするのかというご質問かと思います。現在、スクールバスの回数券につきましては1枚150円という形で必要枚数を購入されているということでございます。加えて、有効期限もないということをお聞いております。

今回行いますバスの定期券購入の補助事業につきましては、先ほど提案理由にもありましたように、国の物価高騰に対する交付金を活用して行うということでございます。基本的に7年度の事業として行うということでございますので、令和8年3月分の定期券の部分まで対象として補助をやっていききたいなというふうに考えております。

そういうところでいきますと、回数券につきましては、先ほど言いましたように、有効期限もないということになりますと、7年度で使用されるということがなかなか確認もしにくいということもございますし、また1枚150円ということで非常に低額ということもございますので、なかなかそのところでの事務処理も煩雑になるということもございますので、今回の補助の対象には指定する考えはないということでご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村議長 建石議員。

○建石議員 回数券が補助の対象にならないということ、事務が煩雑であるということは理解はできました。ただ、今後臨時交付金の使途につきましては我々議員の意見も取り入れて参考にしていただいてご検討をいただくようお願いしたいということで、これは要望になります。

それと、私は今回通学定期の補助について一般質問をさせていただいたんですが、早速、私の質問の趣旨とは少しずれるんですけども、早速対応していただいたことについて非常に感謝しております。今後も村長におかれましては議会で議論したことについては真摯に対応して向き合っていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第４４号は委員会付託を省略いたします。

これより議案第４４号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第４４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長 日程第１０、議案第４５号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第４５号は令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてでございます。

本議案は事業勘定の補正で、歳入歳出それぞれ１０１万円を追加いたしまして、予算総額を７億８，０２４万５，０００円とするものでございます。主な内容でございますが、国民健康保険から社会保険の切替えや前年度所得の更正などにより保険料の還付が発生し予算が不足することから、過誤納還付金及び還付加算金を補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田村議長 これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第４５号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第４５号は委員会付託を省略します。

これより議案第４５号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○田村議長　これで討論を終結します。

これより議案第４５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田村議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長　日程第１１、議案第４６号米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員　議案第４６号米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書について、千早赤阪村議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

令和７年６月２７日提出。千早赤阪村議会議長　田村陽様。

提出者、千早赤阪村議会議員　井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員　中野智子、千早赤阪村議会議員　南本斎、千早赤阪村議会議員　畑智恵美、千早赤阪村議会議員　尾崎充宏、千早赤阪村議会議員　建石和則。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書。

米国の関税措置に関し将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかと不安の声が寄せられている。特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって、政府におかれては米国の関税措置に対し、特に日本の企業の９割以上を占める中小企業等を対象とした具体的かつ手厚い施策を講ずることを強く要望する。

１つ、日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け丁寧な

対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。

1つ、日本政策金融公庫のセーフティーネット貸付けについて、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知、広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて、米国の関税措置による直接的、間接的な事業者への影響を踏まえて、セーフティーネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すこと。

1つ、各省庁、政府関連機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年6月27日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○田村議長 これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これより議案第46号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長 日程第12、議案第47号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第４７号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書について、千早赤阪村議会会議規則第１４条の規定により提出いたします。

令和７年６月２７日提出。千早赤阪村議会議長 田村陽様。

提出者、千早赤阪村議会議員 井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員 中野智子、千早赤阪村議会議員 南本斎、千早赤阪村議会議員 畑智恵美、千早赤阪村議会議員 尾崎充宏、千早赤阪村議会議員 建石和則。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書。

消費者被害を防ぐためには相談体制の確保や、消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和７年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や啓発、消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念される。

また、被害の防止、救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステムに代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用やセキュリティー対策の継続的な更新費用などは地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置するべきである。よって、政府は次の措置を行うよう強く要望する。

１つ、地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。

１つ、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。

１つ、国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和７年６月２７日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上でございます。

○田村議長 これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○田村議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。

議案第４７号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、議案第４７号は委員会付託を省略します。

これより議案第４７号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○田村議長 これにて討論を終結します。

これより議案第４７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田村議長 日程第１３、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

建石議会運営委員長から会議規則第７５条の規定に基づき本会議の会期日程等議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで菊井村長より挨拶がございます。

菊井村長。

○菊井村長 令和７年千早赤阪村議会第２回定例会の閉会に際しまして、田村議長のお許しをいただき一言ご挨拶を申し上げます。

今議会は議員改選後、初めての定例会でありまして、６月１８日の開会以来、本日に至



るまで10日間の日程で開催いただき、本会議、そして常任委員会で慎重なご審議を賜りました。本定例会にご提案させていただきました議案に対し、全て滞りなく全会一致でご可決いただき誠にありがとうございます。一般質問や議案審議で議員さんからいただきましたご意見、ご提言につきましては、その対応に十分留意しながら村政運営に取り組んでまいります。

さて、令和6年9月から開始されました議会のユーチューブ発信ですが、令和7年3月までの半年間で2,600回、そして令和7年度、昨日までは既に1,500回を超す視聴回数でございました。

また、今回6月19日の本会議では議場内の傍聴席は満席となり、1階、住民課の前に設置しておりますモニターで視聴される人も多くあったと報告を聞いております。議会議員改選後の初めての定例会でありまして、議会への関心の高さがうかがえます。私は議会に関心を持っていただけることは本当にとってもありがたいことであり、身の引き締まる思いでもございます。

本日の本会議では副村長の選任に全会一致で同意いただき本当に感謝しております。過去からの山積している課題に直面している状況ではありますが、副村長、教育長をはじめ、全職員とともに村政運営に邁進してまいる所存でございます。議員の皆様には今後とも格別のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、雨模様が続いておりますが、蒸し暑さも日に日に増してまいりました。体調を崩しやすい時期ではございますので、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。定例会本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

○田村議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和7年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 田 村 陽

議 員 井 上 浩 一

議 員 中 野 智 子